

議案第35号

鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 危機管理対策本部の設置等（第3条—第5条）

第3章 対策本部の運営等（第6条—第9条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、災害その他の危機に対し迅速かつ的確に対応するために設置する対策本部に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「対策本部」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に規定する県災害対策本部
 - (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第27条第1項に規定する県国民保護対策本部及び国民保護法第183条において準用する国民保護法第27条第1項に規定する県緊急対処事態対策本部
 - (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項に規定する県対策本部
 - (4) 次条第1項に規定する危機管理対策本部
- 2 この条例において「現地対策本部」とは、次に掲げる機関をいう。
- (1) 災害対策基本法第23条第5項に規定する県現地対策本部
 - (2) 国民保護法第28条第8項（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）に規定する県現地対策本部
 - (3) 第4条第5項に規定する危機管理現地対策本部

第2章 危機管理対策本部の設置及び所掌事務

(危機管理対策本部の設置及び所掌事務)

第3条 知事は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるとときは、前条第1項第1号から第3号までに掲げる機関を設置する場合を除き、危機管理対策本部を設置するものとする。

2 危機管理対策本部は、県、市町村その他との関係機関が実施する危機管理のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(危機管理対策本部の組織)

第4条 危機管理対策本部の長は、危機管理対策本部長とし、知事をもつて充てる。

2 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 副知事

(2) 県教育委員会の教育長

(3) 警察本部長

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が県職員のうちから指名する者

3 危機管理対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、知事が指名する。

4 危機管理対策本部長は、必要があると認めるとときは、市町村、他の都道府県及び国の機関の職員に対し、危機管理対策本部の会議に出席するよう求めることができる。

5 知事は、危機管理対策本部に、危機が発生し、又は発生するおそれがある地域にあつて危機管理対策本部の事務の一部を行う組織として、危機管理現地対策本部を置くことができる。

(必要な措置の要求)

第5条 危機管理対策本部長は、警察及び県教育委員会に対し、危機管理のための措置を実施するために必要な限度において、必要な措置を講ずることができる。

第3章 対策本部の運営等

(職務)

第6条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、対策本部の本部員（以下「本部員」という。）及び本部長が任命する職員（以下「本部職員」という。）を指揮監督する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員及び本部職員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第7条 本部長は、必要と認めるとときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部の組織)

第8条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雜則)

第9条 この条例に定めるもののはほか、対策本部に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第3号及び附則第3項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

(鳥取県災害対策本部条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鳥取県災害対策本部条例（昭和37年鳥取県条例第39号）

(2) 鳥取県国民保護対策本部等に関する条例（平成16年鳥取県条例第40号）

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(給与の種類)					(給与の種類)
第1条の2 この条例による給与は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当（これに準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあつては、報酬とす					

勤職員」という。)にあつては、報酬とする。

(災害派遣手当)

第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

2・3 略

る。

(災害派遣手当)

第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

2・3 略

(鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正)

4 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第31条」を「・第30条」に改める。

第31条を削る。